

## 別紙

20240319保局第1号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年4月2日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）、冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）、特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和6年4月2日から施行する。

[削る]  
[削る]  
[削る]

(2) [略]

#### 第 28 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO804 (2022) ベローズ形伸縮管継手の基準又は KHKSO805 (2022) フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

#### 第 39 条関係

本条第 1 項第 2 号に規定する「在宅酸素療法の液化酸素」であって、法第 20 条の 5 第 1 項に基づき、本条第 2 項に規定する販売業者等がその購入する者等に周知しなければならない基本的事項は、「JMG-HOT0001」(一般社団法人日本産業・医療ガス協会、令和 4 年 4 月 1 日制定)によるものとする。なお、これに伴い「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」(平成元年 11 月 8 日付け元保安第 69 号)は廃止する。

#### 第 57 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO804 (2022) ベローズ形伸縮管継手の基準又は KHKSO805 (2022) フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

#### 第 78 条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

ただし、第 66 条第 1 項第 15 号に規定する製造施設によって高圧ガスを製造する事業所(石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。)にあっては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、保安企画推進員に選任されている者が保安統括者、保安技術管理者、保安主任者又は保安係員の代理者の 1 と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2 以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする(兼務する事業所の数にあっては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提であることに留意すること。)

#### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

##### 第 2 条関係

いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。

する。

- ② 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 13 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号ロを準用する。
- ③ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 14 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号イを準用する。
- ④ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 19 号については、冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号を準用する。

(2) [略]

#### 第 28 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO803 (2014) 可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

[新設]

#### 第 57 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO803 (2014) 可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

#### 第 78 条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

#### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

##### 第 2 条関係

いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。

2. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、冷凍保安規則第15条第1項を準用することとする。なお、この場合、当該冷凍設備は、冷凍保安規則第15条の適用を受ける冷凍事業所と同様の扱いとする。

(1) 製造設備について、コンビナート等保安規則関係例示基準「62の2. 過充填防止のための措置」が講じられた充填設備であって、同例示基準「66の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置」に従って充填が行われるものであること。

(2) 冷凍設備について、1日の冷凍能力が20トン未満の冷凍設備であって、不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)を冷媒ガスとするもの(ブラインによって冷却するものに限る。)であること。

3.・4. [略]

5. 第3項第1号により、適合することが求められている第5条第2項第8号中「温度40度(・・・)以下に保つこと」については、第5条関係23. 第2項第8号関係と同様に運用する。なお、散水装置の設置は選択肢の一つであって、圧縮水素スタンドの容器置場であることをもって、必ずしも必要とするものではない。

6. [略]

#### 第33条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

ただし、第25条第1項第15号に規定する製造施設のみによって高圧ガスを製造する事業所(石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。)にあっては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、保安企画推進員に選任されている者が保安統括者、保安技術管理者、保安主任者又は保安係員の代理者の1と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする(兼務する事業所の数にあっては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提となることに留意すること。)

#### (8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

(1)・(2) [略]

(3) 第6号中「ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器」とは、ポンプ、圧縮機、膨張タービン、蓄圧機等の本体及びこれらの本体と一体となっている容器(例えば蓄圧機の本体内と一体となっているオイルセパレータ等)をいい、本体と配管で接続又は本体と直接フランジで接続される容器(圧力だめ、冷却器を含む。)は含まれないものとする。

(4) 第7号中「その他の緩衝装置」とは、ドア、ブレーキ等の緩衝装置をいう。

(5) 第8号中「流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器」とは、流量計、液面計、分析計等の専ら計測に用いられる機器本体及びこれらを構成する容器並びに鑄鍛造構造又は溶接構造のストレーナ(フィルターを含む。以下同じ。)をいう。ただし、溶接構造のストレーナにあっては、本体胴部の外径(D)が320mm(呼び径12B相当)以下のものとし、かつ、配管に接続される管台の呼び径(d)との比(D/d)が2.0以下のものとする。

[新設]

2.・3. [略]

4. 第3項第1号により、適合することが求められている第5条第2項第8号中「温度40度(・・・)」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることを行う。なお、水素スタンドの容器置場において必ずしも散水装置の設置を義務付けているものではない。

5. [略]

#### 第33条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

#### (8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

(1)・(2) [略]

(3) 第5号中「ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器」とは、ポンプ、圧縮機、膨張タービン、蓄圧機等の本体及びこれらの本体と一体となっている容器(例えば蓄圧機の本体内と一体となっているオイルセパレータ等)をいい、本体と配管で接続又は本体と直接フランジで接続される容器(圧力だめ、冷却器を含む。)は含まれないものとする。

(4) 第6号中「その他の緩衝装置」とは、ドア、ブレーキ等の緩衝装置をいう。

(5) 第7号中「流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器」とは、流量計、液面計、分析計等の専ら計測に用いられる機器本体及びこれらを構成する容器並びに鑄鍛造構造又は溶接構造のストレーナ(フィルターを含む。以下同じ。)をいう。ただし、溶接構造のストレーナにあっては、本体胴部の外径(D)が320mm(呼び径12B相当)以下のものとし、かつ、配管に接続される管台の呼び径(d)との比(D/d)が2.0以下のものとする。